

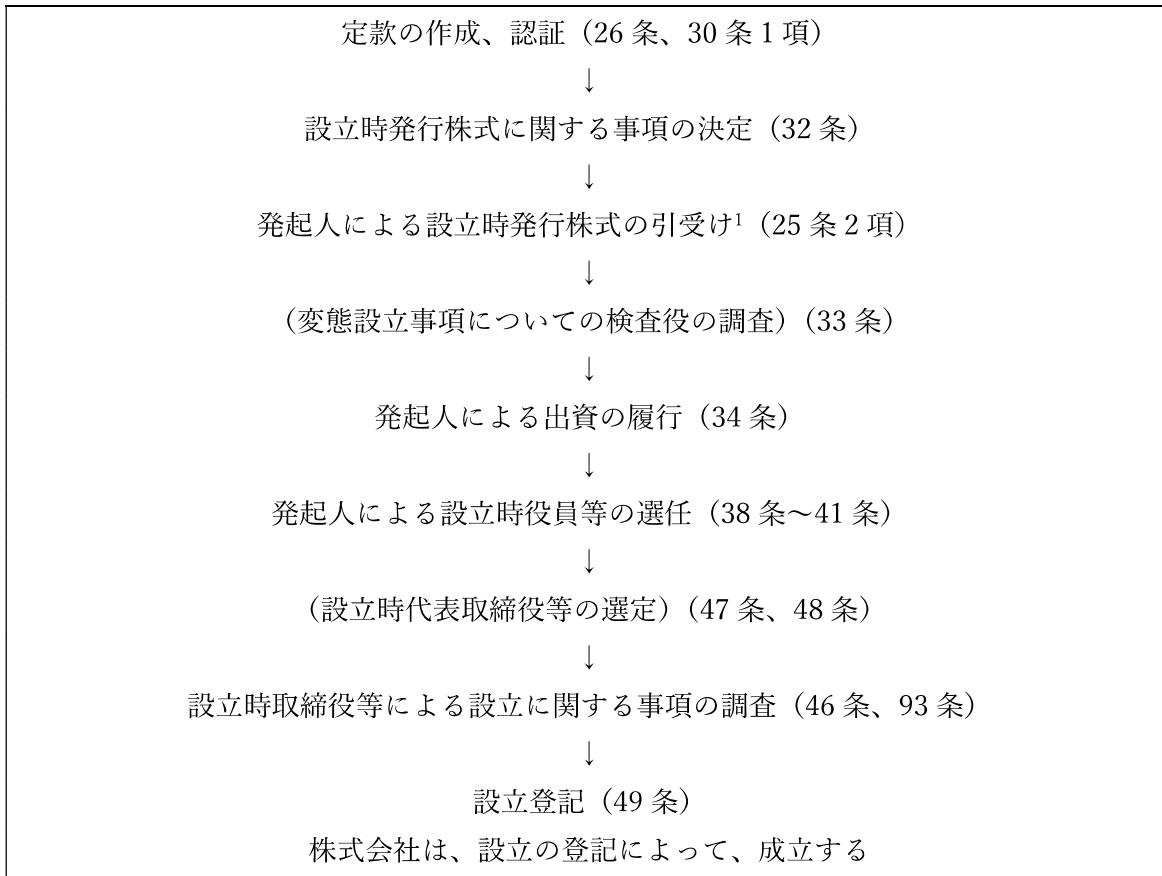
## 会社法分野

## 第1 設立（26条～103条）

## 会社設立の流れ

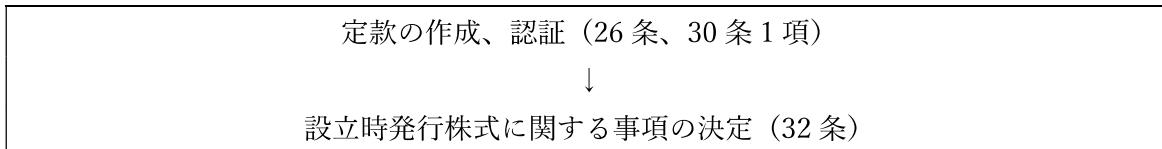
## ・発起設立

設立時発行株式の全部を発起人が引き受けて株式会社を設立する方法

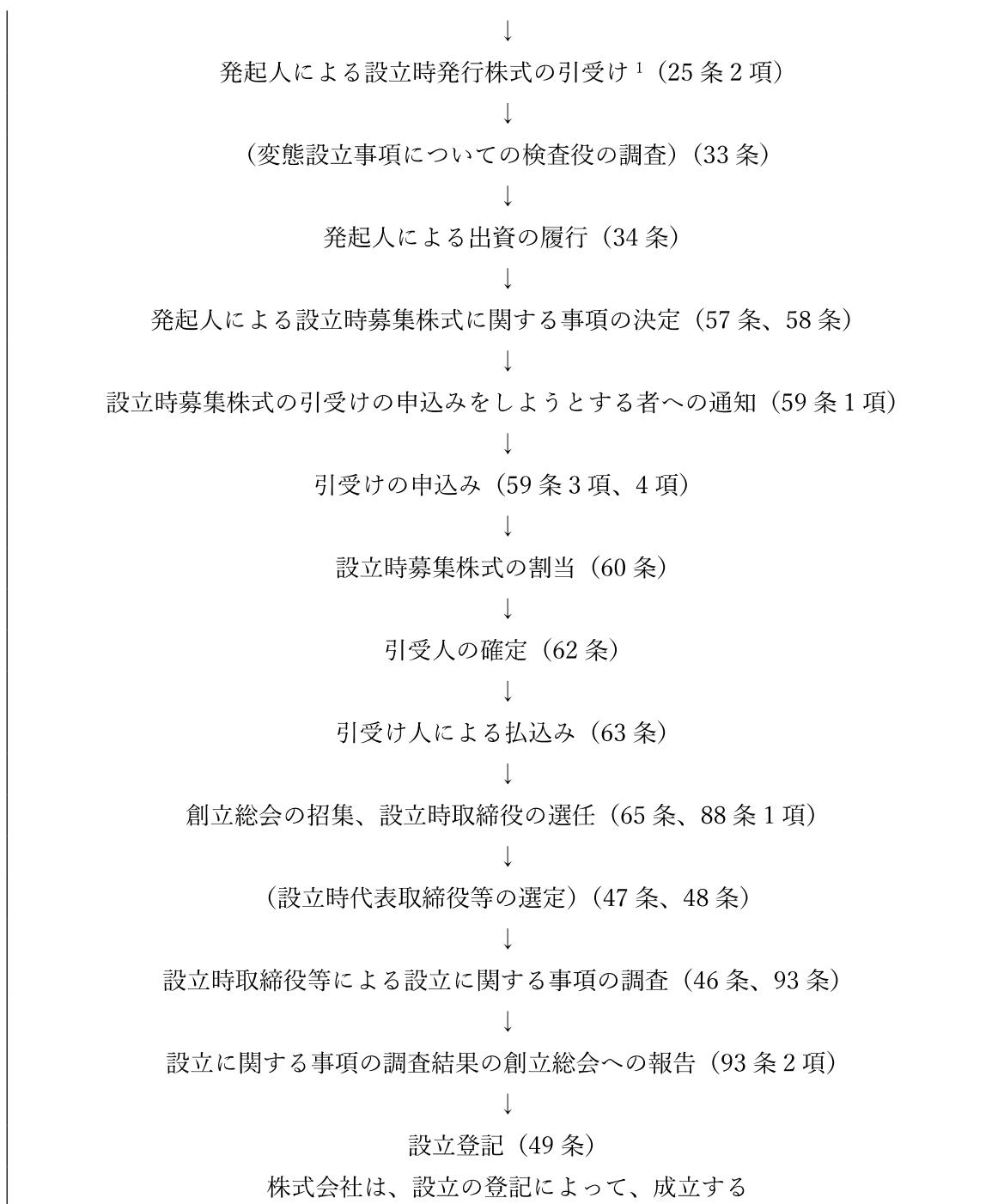


## ・募集設立

発起人が設立時に発行される株式の一部を引き受け、残りは他から株主を募集して設立する方法



<sup>1</sup> 発起設立でも、募集設立でも、各発起人は、必ず1株以上の設立時発行株式を引き受けなければならない（25条2項）



## 1 – 1 定款について

---

### 1、定款<sup>2</sup>の認証・作成（26条・30条）

株式会社の設立には、発起人による定款の作成、その全員の署名、又は記名押印が必要となる（26条1項）。そして、その効力は公証人の認証を受けなければ、生じない（30条1項）。認証を受けた後は、例外的な場合<sup>3</sup>を除き、原則として定款の内容を変更することができない（30条2項）。もっとも、会社の成立後は、公証人の認証を得ずに、定款の変更ができる。

### 2、定款の記載事項

#### (1)定款の絶対的記載事項<sup>4</sup>（27条）

- ・目的（1号）
- ・商号（2号）
- ・本店の所在地（3号）
- ・設立に際して出資される財産の価額又はその最低額（4号）
- ・発起人の氏名又は名称及び住所（5号）

#### (2)変態設立事項<sup>5</sup>（28条）（以下の規定は全て、会社財産が脅かされる可能性がある場合のことと規定している。）

- ・金銭以外の出資に関する事項（1号）
  - ・株式会社の設立後に譲り受けることを約した財産についての事項（2号）
- ⇒定款に記載のない財産引き受けは、会社設立後に会社の追認があっても、無効
- ・株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称（3号）

---

<sup>2</sup> 定款は、設立前は発起人が定めた場所、設立後は本店及びその支店に備え置かなければいけない

<sup>3</sup> 例外的に認証後であっても変更ができるのは、変態設立事項が不当な場合の変更等（33条7項・9項）又は発行可能株式総数の定め、変更（37条1項・2項）の場合である。また、発行可能株式総数の定め、変更については、発起人全員の同意が必要となる。

<sup>4</sup> 発行可能株式総数は、定款の絶対的記載事項ではあるが、定款認証時ではなく、会社設立時までに定めていればいい（37条1項、98条）

<sup>5</sup> 定款に記載されなければ効力を生じない事項のこと。

- ・株式会社の負担する成立に関する費用<sup>6</sup>（4号）

(3)定款の備置き及び閲覧(31条)

発起人は、定款を発起人が定めた場所に備え置かなければならない(1項)。また、各発起人(会社の成立後は、株主及び債権者)は、発起人が定めた時間内はいつでも、定款の閲覧、謄本請求などが可能(2項参照)。

(4)設立時発行株式に関する事項の決定(32条)

以下の事項を定めようとするときは、**発起人全員の同意**が必要(32条1項)

- ・発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数(1号)
- ・設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額(2号)
- ・成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項(3号)

(5)変態設立事項に関する検査役の選任<sup>7</sup>(33条)

**検査役は、発起人が申し立てて、裁判所が選任**(1項、2項)。この際、裁判所は検査役の報酬を定めることができる(3項)。検査役は検査の結果を裁判所に提出(4項)、これを受けた裁判所は、変態設立事項を不当と認めた場合には、これを変更する決定をしなければいけない(7項)。発起人は、かかる変更の決定後1週間以内であれば、株式の引き受けに係る意思表示を取消すことができる(8項)。また、変更決定の確定後1週間内であれば、**発起人全員の同意**によって、変更された事項の定めを廃止する定款変更が可能(9項)。

変態設立事項ではあるが、検査役の調査が不要になる例外<sup>89</sup>(33条10項)

- ①現物出資財産等が、500万円を超えない場合
- ②信頼できる、市場価格のある有価証券
- ③現物出資財産等について、弁護士等の証明、不動産の場合は、不動産鑑定士の鑑定評価

---

<sup>6</sup> 定款の認証の手数料その他株式会社に損害を与えるおそれがないものとして法務省令で定めるものは除く(28条4号かつこ書)。つまり、定款の認証の手数料は当然に会社負担となる。

<sup>7</sup> 定款に変態設立事項に関する規定があるときは、公証人の認証後遅滞なく、発起人は裁判所に検査役の選任を申し立てなければいけない(33条1項)

<sup>8</sup> 要するに、会社財産が侵害されるおそれが乏しいもの、侵害されたとしてその程度が低いものについては、検査役の調査が不要となっている。

<sup>9</sup> この場合は、設立時取締役が調査をしなければいけない(46条1項1号、2号)